特許庁受託事業

韓国 Intellectual Property Group 発行:韓国IPG事務局 (ジェトロソウル事務所 知的財産チーム)

電話:02-3210-0195

電子メール: kos-jetroipr@jetro.go.jp 編集:土谷慎吾(ツチヤ・シンゴ)、曺恩実(チョウ・ウンシル)、 柳忠鉉(ユ・チュンヒョン)、李知恵(イ・ジヘ)、申琇閔(シン・スミン)

KOREA IPG

053

issue | 2021.10

INFORMATION

・韓国IPGの活動

● IPを知ろう



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。



事務局からのお知らせ



CAUTION



知財トリビア!

韓国特許庁は、2022年度の予算を編成し、国会に提出しま した。この金額はいくらでしょうか。

韓国IPGの活動

第28回韓国IPGセミナー「韓国特許審判院の最近 の特許審判動向」をウェビナー形式で開催しました



日本企業が韓国で事業展開するに当たって産業財産権は大きな役割を果たしていま すが、自社の出願に対する拒絶決定審査結果に不服がある場合、また、他社の権利 に無効理由が含まれており権利を無効化したい場合などに、韓国特許審判院の門を 叩くことになります。

そこで、2021年8月31日に、第28回韓国IPGセミナー (特許庁委託事業) をソウルにて 開催し、韓国特許審判院で首席審判官として審判実務に携わったご経験のある特許 法人ウィーザピープルの金東燁 (キム・ドンヨプ) 弁理士から、「韓国特許審判院の 最近の特許審判動向」と題して、最近の韓国の審判動向を紹介いただきました。加え て、ジェトロソウル事務所副所長土谷慎吾から、最近の韓国知財ニュースと2020年度 SJC建議事項について紹介しました。

今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、SJC (ソウルジャパンク ラブ) 大会議室からウェブ中継する形で行いました。以下、主な内容を紹介します。

● 韓国特許審判院の最近の特許審判動向

- 金東燁 特許法人ウィーザピープル弁理士 (元韓国特許審判院 首席審判官)

1. 特許/実用新案の審判現況

• 疎通型審査制度が審判請求件数の減少に繋がる

韓国特許審判院は2020年7月に全面的な組織改編を行 い、審判部は11から36に大幅に拡大されました。これに 伴って、各審判部は審判長1人、審判官2人で構成し、実質 的な「3人合議体」を施行しています。また、口頭審理を強 化していることが最近の主な特徴と言えます。



韓国特許審判院の審判業務 は、決定系と当事者系に大別 されます(右表参照)。最近の 特許・実用新案の審判請求全 体の件数は、2016年の7.101件 から2020年には3,240件と減少 傾向にあります。特に、最も多

(表)韓国特許審判院の審判業務範囲

決定系	<u>.</u>	·拒絶決定不服審判判 ·訂正審判 ·補正却下決定不服審 ·特許取消申請
当事者	系	·登録無効審判 ·権利範囲確認審判

くの審判請求を占める拒絶決 (出所)金弁理士の発表資料

定不服審判の請求件数は2016年の5,670件から2020年には2,169件と 減少しています。

その背景としては、韓国特許庁が2015年から、特許審査全過程で出 願人と審査官がコミュニケーションをとって、品質の高い特許をとも に作ることを趣旨とする「特許審査3.0」という新たな審査方針を取り 入れたことが考えられます。

第一に、公式審査の前に出願人と審査官が直接会って出願人に事前 審査の結果を提供し、審査意見を交換する「予備審査制度」の利用 が大幅に増加(2015年148件→2020年838件)しました。

第二に、通知された拒絶の理由に対応した補正書を提出する前に、 出願人が審査官との面談を通じて補正案について意見を交換する 「補正案レビュー制度」の利用も大幅に増加(2015年204件→2020年 2,362件) しました。

第三に、2015年の特許法改正により、特許決定後や特許拒絶決定取 消審決の謄本の送達を受けた後でも分割出願が可能となりました。 上述した制度の利用により、出願人は審査官との疎通を通じて自身 の発明の特許登録を受けることが容易になり、結果、拒絶決定不服 審判の請求件数が減少したと推測しています。

一方、特許審判の平均処理期間は2018年には15.6ヵ月まで遅れてい ましたが、2020年には8.8ヵ月まで短縮されています。

2. 特許審判における主要変化

• 韓国の法院と韓国特許審判院が判断基準の調和を図っている (1) 主旨に符合

審査官は、特許出願を拒絶決定する際に、意見提出通知書で指摘し た拒絶理由を根拠に拒絶をしなければなりません。すなわち、拒絶決 定の理由と意見提出通知書の拒絶理由とは、主旨において符合しな ければなりません。拒絶決定の当否を判断する際に、出願人に意見 陳述 (補正) の機会が与えられたかは、重要な要素となります。

国の法院は寛大なスタンスをとっていました。例えば、韓国大法院の 2013年9月26日判決をみると、「拒絶決定不服審判請求棄却審決の取

消訴訟において特許庁長が初めて主張する事由であっても、審査また は審判段階で意見提出の機会を与えた拒絶理由と主な主旨が合致 し、既に通知された拒絶理由を補充するに過ぎないものであれば、こ れを審決の当否を判断する根拠とすることができる」としています。 しかし、近年、このような判断基準は厳しくなり、例えば韓国大法院

の2019年10月31日判決では、「拒絶決定不服審判または審決取消訴 訟において、特許出願の審査または審判の段階で通知した拒絶理由 に記載された主先行発明を他の先行発明に変更する場合には、一 般に、出願発明との共通点および相違点の認定とその相違点を克服 して出願発明を容易に発明することができるかの判断内容が異なる ので、出願人にこれについて実質的に意見提出の機会が与えられな いなどの特別な事情がない限り、既に通知された拒絶理由と主要な 主旨が符合しない新たな拒絶理由に該当する」としています。

以前は、同一法条項適用、同一先行発明であれば拒絶決定の主旨が 符合すると判断する寛大なスタンスでしたが、最近は、「主先行発明 1、先行発明2」を「主先行発明2、先行発明1」と変えることすら許され ないほど、主旨に符合するか否かついて厳しく判断されており、これ に合わせ、韓国特許法院、韓国特許審判院も同じスタンスを取ってい ると言えます。ただし、韓国特許庁の審査実務については、審査基準 に「既に通知した拒絶理由から先行技術として引用された資料が特 許公報のように1つの技術に関するものであるか、複数の実施態様 を開示しているだけで、同一または密接な技術思想についての文献 である場合には、その文献全体について拒絶理由通知があったと見 るのが相当である」と記載されているなど、法院の判決動向とは若 干の温度差が感じられます。

(2) 周知・慣用技術

周知・慣用技術により進歩性を否定する場合は、よりそれを厳しく 検討しなければならないという方向で判断基準が厳しくなりつつあ ります。例えば、以前は、インターネット検索記事が周知・慣用技術と して認められることは普通でしたが、数年前から、それを認めること について厳しく判断されることとなりました。

また、以前は、ユーチューブの動画なら、周知・慣用技術の証拠とし て容易に認められましたが、韓国大法院の2019年7月25日判決をみる と、「原審は、被告が原審で初めて提出した同事件の出願前にユーチ ューブに掲示された動画 (乙第9号証) を周知·慣用技術の証拠とし て、進歩性否定の根拠とした」、「しかし、その動画は、新たに告知さ 一方、数年前までは、拒絶決定が主旨に符合するか否かについて、韓れた公知技術に対するもので、訂正審判請求棄却の根拠となった先 行考案を補充する趣旨の周知・慣用技術に対する証拠、または訂正 意見提出通知書に記載された先行考案の記載を補充しまたは裏付

けするものにすぎないとはし難いため、これを審決の当否を判断す る根拠とすることはできない」と判断されています。このように周知 ・慣用技術に対する基準が厳しくなったことが伺えます。

(3) 結合の容易性

先行発明の結合の容易性について、韓国の法院では、「結果的に、結 合した全体としての構成の困難性を突き詰めてみなければならない と判断をしている一方、韓国特許庁では、「構成を分解した後、個別 の構成要素が同じ技術分野に属する先行技術に開示されているだけ で、原則的に結合が容易である」と判断している傾向があります。

先行発明の結合の容易性は、多数の先行発明が進歩性を否定する 資料として提出された場合、先行発明の結合の容易性が審理対象と なります。その判断基準は、①技術分野の同一性、②技術的課題の 共通性、③結合によって結合される発明の技術的特徴を害するかど うか(阻害要因)などとなります。

近年、結合の容易性について、新たな判断基準が出ています。まず、 2014年における韓国特許法院での複数の先行発明の結合の容易性 を否定した判決をみると、韓国特許法院は、①結合する動機なし、② 解決課題の違い、③機能の違い、④結合による発明の固有機能の低 下、などを理由に結合の容易性を否定しました。

韓国特許審判院でも、2018年1月30日審決で、結合の容易性に関する 判断基準は、①結合しようとする発明の技術分野が同じであり、② 結合において技術的な困難はなく、③結合しようとする発明を結合 しようとする動機があること、④結合によって結合される発明の構成 に大きな変化がないこと、⑤結合しようとする発明に結合に反する か否定的な教示がないこと、⑥結合によって予測できなかった上昇 効果が発生しないこと、であることを示しました。

これに加え、韓国大法院は2020年5月14日判決で、「先行発明を結合 するときにどの効果が発揮されるかが容易に予測しにくいため、その 結合が容易とは断定できない」としました。結合の容易性の判断基 準として、その効果を考慮することも追加されたと解釈できます。

(4) 拒絶決定不服審判請求の認容率の変化

これまで特許審判における主要変化について説明しましたが、特許 拒絶決定不服審判では、数年前まで30%前後であった審判請求認容 率が、最近上昇傾向を見せています(2014年28%→2019年36%)。一 方、決定系事件の審決取消率は一旦上昇しましたが、直近では下降し ています(2013年4.7%→2019年18.4%→2020年6月10.9%)。

このことから、韓国特許審判院が韓国の法院と判断基準の調和を図 っていること、その影響により韓国特許庁での拒絶決定の正当性が韓 国特許審判院で厳しく判断されるようになっていることが伺えます。

3. 最近の審判制度の変化

・2021年の特許法改正事項のうち審判関連事項を紹介

(1) 特許審判段階での紛争調停制度の導入(2021年11月18日施行予定)

審判長が審判進行中に調停が必要だと認めた場合には、当事者の同 意を得て当該審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託するこ とができるようになります。調停委員会に回付された審判事件は、 回付日から3ヵ月以内に当事者間の合意により迅速な終結が可能と なります(特許法第164条の2(調停委員会同付)の新設)。

(2) 適時提出主義の制度の導入 (2021年11月18日施行予定)

特許審判の当事者は主張や証拠を適切な時期に提出しなければな らないことが、法律上明文化されます。これまでは審理途中に証拠 が遅れて提出される場合でも、その提出を拒否できませんでした。そ のため、証拠提出が頻繁にある場合は、審理が長引く要因となりま した。今後、審判長が要求する時期から、故意または重過失により 遅れて提出した主張や証拠に対しては審理に反映されない場合があ ります(特許法第158条の2(適時提出主義)の新設)。

(3) 特許審判関連の専門家を当該審判事件の支援人材として配置 (2022年2月18日施行予定)

最先端技術の発達に伴い、関連専門家を当該審判事件の支援人材 として置くことができる根拠を設けることで、技術的専門性を強化す る基盤を整えます。ここでいう支援人材としては、特許庁審査官が想 定されています(特許法第132条の16第3項の新設)。 📭

● 最近の韓国知財ニュースと2020年度建議事項

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

1.韓国知財法の改正状況(前回セミナーからの差分のみ抜粋)

(1) 災難時における手数料減免 (2021年 11月18日施行予定)

新型コロナウイルスの拡散のような国家的 災難が発生した際に、特許手数料の減免 を行います。減免額は、出願・審査請求料 17万6.000ウォン+設定登録料 (3年分) 11 万9,000ウォンとなります。



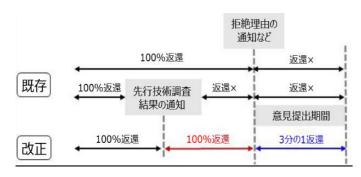
(2) 審査請求料の返還範囲を拡大(2021年11月18日施行予定)

出願人の出願取り下げ・放棄時に、先行技術調査実施後であっても審

2 KOREA IPG INFORMATION | issue.053

査請求料を100%返還、意見提出期間内でも3分の1返還します(下図 参照)

(図) 法改正前後の審査請求料の返還節囲



(出所) 韓国特許庁の報道資料

2.2020年度建議事項の結果報告

ソウル・ジャパン・クラブ (SJC) では、毎年、韓国で事業活動を行って いる日系企業のビジネス上のあい路事項をまとめ、韓国政府に建議 事項を提出しており、韓国IPGは、SIC知財委員会と連携して知財分 野の建議事項の募集等を行っています。2020年度の知的財産分野に 関する建議事項への韓国政府回答がありましたのでご報告します。

2020年度知的財産分野の建議事項と韓国政府回答

建議 番号	建議内容	韓国政府回答		
10	コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の明確化 (韓国では2020年3月施行の改正特許法で、「方法の使用を申し出る行為」が侵害行為に追加された。)	【長期検討】韓国国内には改正特許法と関連する判決もない状況であり、今後判例が蓄積されれば、ガイドラインなどの作成も考慮する。		
11	特許出願に対する拒絶理由 通知の応答期間/拒絶決定 に対する不服申立期間の長 期化	【一部受入】 拒絶決定に対する 不服申立期間を3ヵ月に延長する 法案が提出済み。 拒絶理由通知 の応答期間については、慎重に検 討する。		
12	特許法条約 (PLT) への早期 加盟 (韓国は非加盟のため、日本 語による出願や指定期間経 過後の延長申請が認められ ていない)	【長期検討】PLTの主要事項は、 既に特許法に相当部分が反映されており、加入に関する具体的な 議論は現在行われていない。		
13	間接侵害規定の拡充	【長期検討】間接侵害の認定範囲を拡大する必要性については十分認識しており、今後、関連する特許法改正案を再度作成して推進する予定。		

関連意匠制度の拡充 【一部受入】関連意匠登録要件 について検討中。専門家の意見を 収集する予定。 15 デザイン法の保護対象につ 【一部受入】画像デザインの保 護対象拡大に関する法案を推進 いて (物品以外の場所に投影され 中である。内装デザインの保護に る画像や建築物、内装の意 関して業界等の多方面の意見を取 匠の保護を要望) り入れる計画。 【受入困難】食品医薬品安全処 16 特許権存続延長制度におけ る外国臨床試験期間の加 長の承認を得ていない外国の臨

算、補完期間算入、審判段 床試験は、当該国の医薬品許可 **階における延長期間の補正** を得るためのものであり、韓国で の医薬品許可を得るために食品 医薬品安全処長の承認を得て実 施した試験ではない。

医薬品許可特許連携制度 除外事由の削除)

手続

【長期検討】必要に応じて制度 (パテントリンケージ) におけ の運用状況等を勘案し、制度見直 る問題点(販売禁止処分の しの必要性及び改善方向等を検 討する。

18 外国中小企業についての特 許料等の料金減免

【長期検討】個人及び中小企業 の知的財産権の創出・維持負担 を合理的に調整するため、手数料 水準及び減免制度を継続的に改 善する。

ードについて 入)

19 商標登録出願の審査のスピ 【受入困難】ファストトラック審 査制度の導入による審査処理期 (ファストトラック制度の導 間短縮は実益がない反面、審査 公平性の問題が発生する。

20 通常実施権の対抗要件 望)

【長期検討】2015年、国会に発議 (通常実施権を登録しなくと されたものの、廃棄された通常実 も第三者に対抗できるよう要施権の当然対抗制度の導入に対 する産業界等からの懸念が存在し ており、今後長期的に検討する予 定である。

建議事項の詳細については、以下のウェブサイトから入手できますの で、ご参照ください。

○ ソウルジャパンクラブ、SICからのお知らせ

http://www.sjchp.co.kr/notice/list.do



正解は②6,695億ウォンです。内訳は、高品質の審査・審判処理支援(975億ウォン)、海外 知的財産権の保護(245億ウォン)、新型コロナウイルス対応などの未来新産業特許基盤の 研究開発(400億ウォン)などとされています。(2021年9月2日付け知的財産ニュースに掲載)



※ジェトロ韓国知財ウェブサイトで毎日発信している知 財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳 細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイト の「ニュース速報」をご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/

① 人工知能は、エジソンになれるのか。特許審査の初事例

| 韓国特許庁 (2021.6.3)

韓国特許庁によると、米国のAI開発者(スティーブン・テイラー、出 願人) がAIを発明者として表示した国際特許出願を韓国に出願(進 入)し、韓国の歴史上初めてAIが発明者になれるのかに対する最初 の特許審査事例が発生した。出願人が最初のAI発明者だと主張する AIプログラムの名前は「DABUS」である。該当の出願人は、本人はこ の発明に関する知識がなく、自分が開発した「DABUS」が一般的な 知識を学習した後、食品容器など2種類の発明を自ら創作したと主張 している。組み合わせやすく、表面積が広くて熱伝達の効率の良い 食品容器と、神経動作のパターンを模倣して、点滅するランプという のが、それぞれの発明における主要内容である。最近、韓国特許庁は その特許出願に対する一次審査を行い、「自然人ではないAIを発明 者に記載することは特許法に違反するため、発明者を自然人に修正 しなければならない」という、補正要求書を通知した。 AIがその発 明を直接発明したのかを判断する前に、AIを発明者として記載した 形式上の欠陥を先に指摘したのである。今後、出願人が発明者の補 正をせず特許出願が無効処分になれば、行政審判や行政訴訟を提 訴することができる。

② 第1四半期の商標出願件数、過去最大! | 韓国特許庁 (2021.6.7)

韓国特許庁は、2021年第1四半期の商標出願件数が過去最大を記録 したと発表した。韓国内の商標出願件数は、第1四半期8万576件で、 前年同期(6万5.826件)に比べて22.4%増加した。2018年以降続いて きた商標出願件数の増加傾向が反映されたものであり、新型コロナ ウイルスのパンデミックにも関わらず、2020年の商標出願は、前年に 比べて10.9%増加し、持続的な増加傾向を見せている。世界中におけ る商標の出願は持続的に増加しており、2020年にも日本を除いた米 国・中国などの主な多出願国の出願件数は前年に比べて増加した。 一方、国民の商標制度に対する認識が高まったことも出願増加に影 響を及ぼしたものと見られる。2019年、「ペンス」の模倣出願事例と 歌手「ソン・ガイン氏」の事例、浦項「ドプジュク」の事例など第三者 による模倣出願のイシューが数回発生し、このような事例が国民に 頻繁に報道され、自然に商標出願の重要性と商標制度について認識 できるようになったと思われる。

③ 特許庁、デザイン「新韓国分類体系」を7月1日から施行

| 韓国特許庁 (2021.6.30)

韓国特許庁は、デザインの物品分類体系を7月1日から意匠国際分 類ロカルノ協定に基づいた「新韓国分類体系 (LUC、Locarno-based Unified Classification)」に全面転換する。物品分類は、デザイン出願 の対象となる物品を用途および機能、形態別で一定の体系に従って 分類し、すでに出願されているデザインと同一・類似な先行デザイ ンを探すための制度であり、出願および審査の基礎になる。韓国は 「意匠の国際登録に関するハーグ協定」に加盟して国際デザイン出 願制度を施行しており、2014年7月1日からロカルノ分類を公式的な分 類体系に採択して出願段階で活用している。しかし、出願されたデ ザインへの権利付与を決定する審査段階では、検索効率性が高い 韓国国内の分類体系をそのまま使っていたため、それを国際基準に 合わせて統合したものである。これまで分類体系を二元化して運営 してきており、出願段階における国際分類の物品範囲と審査段階に おける国内分類の物品範囲が異なることもあり、出願人が物品の類 似性を判断する際に混乱を起こす場合もあった。

④ 特許庁、技術流出および侵害を防ぐための「技術警察」を本格発足!

| 韓国特許庁 (2021.7.27)

韓国特許庁は、国家産業競争力の中核である主要技術の流出と侵 害を防ぐための技術捜査専担組織を新設し、本格的な業務に乗り 出すと発表した。いわゆる、偽物の取り締まりが中心だった既存の 産業財産調査課を技術警察課(技術調査専担組織)、商標警察 課(商標捜査専担組織) および不正競争調査チーム(行政調査)に 拡大し、技術調査の人員を補うことが今回の改編の骨子である。今 回、新設された技術捜査の専担組織は、米中貿易戦争などにより日 増しに深刻化している国家間の技術覇権競争において、国の主要技 術の海外流出と侵害を防止する、心強い技術の番人の役割を果たす ことになる。それに合わせて韓国特許庁は、迅速かつ公正な技術捜 査のために長年にわたって審査・審判の経験を積み、技術および法 律の専門性を備えている専門人材で技術警察課を構成した。 技術警察は、2年という短い期間で415件の告訴を捜査するととも

に、759名を刑事立件しており、これは1年に処理される事件を基準 にすると、全体技術事件の約17%に当たる数値である。

KOREA IPG INFORMATION | issue.053

韓国特許庁の2021年度業務計画

韓国特許庁は2021年3月11日、「2021年度業務計画」を発表しました。この中では、デジ タル経済への移行とグローバル技術覇権の競争に対応し、経済回復を支援するためとし て、4つの戦略、10の重点課題が掲げられています。本稿では、「2021年度業務計画」の 概要について、ご紹介します。

戦略1 親デジタル知的財産制度の構築

(1) 知的財産を通じたデジタル新技術の保護

AI創作行為に関するイシュー(発明者・創作者の認定、所有権など)に対す る制度化の方策を模索します。データの不正取得・使用を不正競争行為の類 型として具体化し、パブリシティー権の法的保護策を設けます。物品と分離さ れて空間・画面に表示される「画像デザイン」をデザイン保護対象に含めま す。また、デジタル商品(E-BOOK、APPなど)のオンライン伝送、仮想現 実における商標価値の毀損など、新しい侵害への対応策も検討します。

(2) デジタル転換に対応する審査・審判の改善

- AI、自律走行などデジタル融合複合産業の審査ガイドを設けます。
- デザイン オンラインで模倣し易い製品デザインを一部審査 (無審査で早 い登録) の対象に含めます。
- デジタル融合複合技術分野の審判に専門審理委員制度を導入 します。
- •システム A I 特許・デザインの検索、機械翻訳などの審査システムを高度 化します。

(3) デジタル通商環境に適合した知的財産国際規範の形成

デジタル時代の通商環境の変化に対応し、主要通商交渉 (USMCA、CP TPPなど) 内容を基に知的財産通商戦略を策定し、個別のカスタマイズ型 の協力により知的財産の国際規範を主導します。

戦略2 知的財産データ活用の拡大

(1) 知的財産データ基盤の産業戦略の策定支援

デジタル、カーボンニュートラルなど国家中核政策・産業を中心に特許ビッ グデータ分析、IP-R&D支援を強化します。また、次世代標準特許の先 制獲得のため、6Gなどの標準特許戦略マップの構築、5G分野の標準特 許の必須性検証など、標準化支援を実施します。

(2) 知的財産データ分析・開放の拡大

産業―経済―特許データを連携・分析できる「特許ビッグデータイノベーシ ョンプラットフォーム」を構築・開放します。

戦略3 知的財産基盤のイノベーション企業の成長を支援

(1) 知的財産を活用したイノベーション創業・スケールアップの支援

IP担保融資を扱う銀行を地方銀行圏に拡大し、地方企業のアクセシビリ ティーを高めるとともに、IP投資ファンドの新規組成 (500 億ウォン)、民間 IP投資商品の販売などを通じて市場のIP直接投資活性化を促します。 また、特許出願・登録、技術取得費用などに対する税制優遇の拡大を推進 し、知的財産を通じて発生した収益に対する法人税を減免するパテントボッ クス制度の導入も検討します。

(2) 知的財産基盤のグローバル市場進出拡大

海外知財権獲得費用の支援を拡大するとともに、知財権紛争ワンストップ 支援体系の構築、海外商標ブローカー・模倣品の監視強化などを通じて有 望中小企業の海外市場への進出を支援します。また、「知財権紛争対応セン ター」を通じて海外紛争動向を随時モニタリングし、紛争発生時にワンスト ップ支援するとともに、ロシア・メキシコ IP-DESKを新設(計11 カ国17 カ所) して海外支援拠点を増やします。

(3) 創意的な知的財産人材の育成

圏域別にIP重点大学を指定し、IPビッグデータ、IP金融などの新IP需 要に特化した現場専門人材を集中的に育成します。

戦略4 知的財産保護・執行の強化

(1) 知的財産保護法制を改善

営業秘密・アイデア奪取行為に対する法的責任を強化するとともに、韓国型 証拠収集制度の導入を業界とともに推進します。

(2) 知的財産侵害に対する徹底した監視・執行

増加するオンラインによる模倣品の流通を遮断するため、オンライン模倣品 の在宅モニタリング団を通じた取締りを強化します。

今後、この「2021 年度業務計画」がどのように実行に移されていくのか、注 視していく必要があります。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者) 2001 年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補 佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

File No.153

韓国大企業同士による米国での知財



LGエナジーソリューションが電気自動車などに搭載するバッテリーに関する営業秘密を 侵害したとしてSKイノベーションを訴えていた知財紛争で、2021年4月11日、両社は、S K側がLG側に総額2兆ウォン(約2,000億円)の賠償金を支払うことで全ての紛争を終 結することを発表しました。本稿では、この知財紛争を振り返るとともに、韓国知財界で の受け止めについて、ご紹介します。

1. 紛争の概要

(1) 営業秘密の侵害訴訟 (LG→SK)

2019年4月29日、LG化学 (LGエナジーソリューションは、2020年12月に、 LG化学の電池事業本部がLG化学の100%子会社として分社化して発足。 以下、LG化学とLGエナジーソリューションとを合わせ、単に「LG」とい う。) が、米国際貿易委員会 (ITC) およびデラウェア州連邦地方裁判所に SKイノベーション(以下「SK」という。)を2次電池に関する営業秘密侵害 で提訴し、この中で、LGは自社のコア人材をSKが大規模に引き抜くととも に営業秘密の侵害行為を否認するために組織的な証拠隠滅をしたと主張し ました。

営業秘密とは、秘密管理性、有用性、非公知性を有する技術上または営業 上の情報のことをいい、今回の紛争では、退職者による営業秘密の流出とそ の侵害行為が問題となりました。

(2)特許権の侵害訴訟 (SK→LG、LG→SK)

一方、2019年9月3日、SKは同社の2次電池に関する特許権を侵害したと して、ITCおよびデラウェア州連邦地方裁判所に対してLGを提訴し、これ を受けて、同月26日、LGは同社の特許権を侵害したとしてSKに反訴を提 起、両社の紛争は訴訟合戦の様相を呈することとなりました。

(3) ITCによる最終決定

上記のうち、営業秘密の侵害訴訟に関して、2021年2月10日(米国時間)、1 TCは、LGの営業秘密を侵害するリチウムイオン電池、単電池、電池モジュ ール、電池パックおよびこれらの部品の輸入を今後10年間禁じる一方、特定 のFord Motor 社製車両用にSKが米国内で製造する電池の部品の輸入に ついては4年間、Volkswagen of America 社製車両用にSKが米国内で製 造する電池の部品の輸入については2年間、加えて、米国内でKIA社製車 両用に販売された電池の修理・交換で使われる材料の輸入は許されること

を旨とする限定排除命令を出しました。米国企業への影響に一定の配慮をし た形の命令となってはいますが、SKは米ジョージア州に電気自動車向けの バッテリー工場を既に建設中であり、SKにとって厳しい内容となりました。

(4) 紛争終結へ

ITCの決定に対しては60日以内に大統領が拒否権を発動することができ るため、両社やSKの建設中の工場が立地するジョージア州知事などが盛 んにロビー活動を行いましたが、中国などに知的財産の保護を求める立場 の米国大統領が拒否権を発動する可能性は低いとみられていました。 このような中、両社が拒否権発動期限をにらんで水面下で交渉を続けた結 果、その期限当日である2021年4月11日に、両社は、SKがLGに総額2兆ウ ォンの賠償金を支払うことで全ての紛争を終結すると発表しました。

2. 韓国知財界での受け止め

今回の紛争は、韓国でも最も影響力の大きい大企業同士が、米国を舞台 に大規模知財紛争を起こしたものであり、韓国知財界でも大きく注目され ました。

LGが知財訴訟の舞台として米国を選んだ背景の1つとして、米国の充実 した証拠収集制度 (ディスカバリー制度) の存在があったと言われており、 韓国では、この紛争を契機に、韓国知財制度の魅力向上のため、いわゆる 「韓国型ディスカバリー制度」の導入機運が高まり、現在関連法案が国会 で審議されています。

当初、「韓国型ディスカバリー」の名前のとおり、米国のディスカバリー制 度に近いものを導入することも検討されていましたが、現在では、ドイツ の査察制度を参考(日本でもドイツ法を参考に、2020年4月1日施行の 改正特許法で、査証制度が導入されています。) にした法案が検討されて います。 📠

日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者) 2001 年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補 佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

File No.154

新型コロナウイルスと知的財産権



新型コロナウイルスが世界で猛威を振るい始めてから、約1年半が経過しました。先進国を中心にワクチン接種が進むとともに、治療薬の開発にも期待が集まる一方、発展途上国にはこの恩恵が届きにくい状況が続いているといわれています。このような状況の下、「医薬品アクセス問題」が改めて注目されています。本稿では、新型コロナウイルスと知的財産権にまつわる問題について、ご紹介します。

1. 古くて新しい「医薬品アクセス問題」

世界の多くの国々が加盟するWTOは、加盟国に知的財産権の保護を義務付けています。この根拠となるのが、TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)であり、WTOに加盟し国際貿易の恩恵に浴するためには、知的財産権を保護するための制度整備が求められます。

知的財産権のうち、代表的なものが特許権です。特許制度は、国が特許の権利者(民間企業や研究機関)に対して、技術を公開することと引き換えに一定期間独占権を付与することにより、許諾を得ない他者による模倣を防ぎ、権利者が研究開発に費やした費用を回収できるようにするとともに、次なる研究開発を促す制度であり、その保護対象には、ワクチンや治療薬などの医薬品も含まれます。

特に、医薬品は研究開発段階で多くの試行錯誤が必要で、治験にも膨大なコストがかかるため、1つの製品を世に出すのに1,000億円程度の費用が掛かることも珍しくない一方、それを模倣するためのコストは新規開発と比較してかなり小さいため、特許による保護が重要とされる分野の一つです。

他方で、今回のコロナ禍でも分かるように、医薬品の開発・製造能力や購買力は先進国に偏っているため、先進国の国民には比較的早く医薬品が行き渡る一方、途上国に行き渡るには時間がかかる、あるいは行き渡らないという、いわゆる「医薬品アクセス問題」は、以前から指摘されていました。

2. ウェイバー提案

新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るう状況を受け、2020 年10 月、南アフリカとインドが、新型コロナウイルスの予防、封じ込め、治療に関し、知的財産権の保護を免除する、いわゆるウェイバー提案を提出しました。新型コロナウイルス関連の医薬品を先進国が独占する状況の打破がその目的です。この提案に対し、約60 の途上国が賛成する一方、日本、ドイツ、イギリス、スイス等の先進国は反対しています。

今回興味深いのは、既にワクチンの開発に成功している米国、中国、ロシア

が、この提案に賛成していることです。特に、米国は当初反対の立場を示していましたが、2021 年5月に賛成に態度を転じました。

通常であれば、ワクチンの開発に成功した国が知的財産権による保護を放棄するというのは、経済的利益の減少を招く点で望ましくない選択肢ですが、今回のコロナ禍では、大国が自らの陣営の強化のためにワクチンを活用する「ワクチン外交」実施のため、戦略的にこの選択肢を使っていると考えられます。

今後この提案はTRIPS理事会で議論されることになりますが、WTOにおける意思決定はコンセンサス方式(すべての加盟国の合意による意思決定)をとっているため、結論が出るまでには時間がかかることが予想されます。

3. ウェイバー提案に対する韓国議会の動き

筆者の知る限り、韓国政府はウェイバー提案に対する態度を公式には明らかにしていませんが、国会には、以下のとおり、ウェイバー提案に賛意を示す決議案2本が提出されています。

- 2021 年5月12 日、ジョン・ヒェスク議員(共に民主党)他134名による「COVID―19ワクチン知的財産権の一時的免除への支持および全世界的なワクチン共同開発を促す決議案」の提出

もちろん、韓国国会での決議は、TRIPS理事会の議論を拘束するものではありませんが、韓国国会の意思表示としての意味があり、今後の審議の行方が注目されます。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者) 2001 年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補 佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020 年7月から現職